

## 追加保安施設設置基準 (案)

### 1) 工事標示板 (補助)、工事予告板 (補助) の設置

設置については、工事区間が連続している場合は、現場状況を勘案し、ブロックで集約して起 終点に設置する。

### 2) 体感マットの設置

・ドライバーの注意喚起が必要な場合は、現場状況を勘案し、体感マットを前方注意区間に設置しても良い。

(\* 設置する例としては、常設作業帯、切り廻し道路等)

(\* 体感マット設置に伴う音、振動等が問題になるおそれがある場合は、設置しない。)

### 3) 移行区間長 (テーパー長)

テーパー長は、車線規制に伴う通行車両の円滑な車線移行 (ステアリング、加減速等) 及び前方不注意等による突入車の減速停止区間としての役割を持っているので、なるべく長くとる。

### 4) 緩衝資材の設置

固定規制を行う場合は、必要に応じ、緩衝区間の前方にクッションドラム等の緩衝資材を設置する。

\* 「固定規制」とは、規制箇所を固定し、規制期間 1日以上連続した規制をいう。(道路工事の安全施設設置要領 (案) P8参照)

### 5) 交通誘導ロボットの設置

・車線数、走行速度、交通量等、現場状況を勘案し、必要に応じ設置する。(移行区間部)

### 6) 標識車の追加設置

・車線数、走行速度、交通量等、現場状況を勘案し、必要に応じ設置する。( \* 設置する例としては、2車線規制区間、カーブ等視距の悪い区間)

### 7) 新技術等の採用

・より一層の安全性向上を図るため、新技術等の採用を行う場合は、局関係課と調整を行い実施する。